

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	那覇市パレット市民劇場の利用時間の延長の許可		
根拠法令及び条項	那覇市パレット市民劇場条例施行規則第8条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇市パレット市民劇場条例施行規則第8条第2項 (利用時間の解釈及び延長) 第8条 利用時間は、行事に実際に利用する時間のほか、その準備、リハーサル等及び後片付けに要する時間を含むものとする。 2 利用者は、利用を開始した後においては利用時間を延長することはできない。ただし、指定管理者が特に認めた場合で延長する利用時間に係る利用料金を納付するときは、この限りでない。		
審査基準 設定年月日	平成24年3月27日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間() <input checked="" type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第2号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
所管部署	市民文化部 文化振興課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。